

神路ふれあい会館 管理運営委員会規定

(平成11年7月1日実施)

管理運営委員会

神路ふれあい会館管理運営委員会運営規約

第1章 名称

本会は、神路ふれあい会館管理運営委員会と称し、事務所を大阪市東成区大今里2丁目35番5号、同会館内に置く。

第2章 目的

第1条 本会は神路ふれあい会館の適正かつ円滑な管理運営を通じ、社会福祉事業関係者並びに地域住民の教養研修の場、文化の向上と明るいまちづくりの推進を目的とする。

第2条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会館の維持、及び管理運営。
- (2) その他、目的達成に必要な事業。

第3章 構成

第1条 本会委員の構成は下記の通りとする。

- (1) 神路連合振興町会の構成員
(振興町会長及び連合婦人部長)

第2条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 総務 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監事 2名
- (6) 常任委員 若干名

第3条 本会役員の選出は、次の通りとする。

- (1) 委員長は、常任委員会において委員の中から互選する。
- (2) 副委員長、総務、会計、会計監査は、委員長が互選し常任委員会の承認を得て、任命する。

第4章 役員の任務及び任期

第1条 本会役員の任務は、次の各号の通りとする。

- (1) 委員長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 総務は文書の作成記録、各種団体との連携及び調整、会議の進行をおこなう。
- (4) 会計は本会の経理全般を司り、資産の保全をする。
- (5) 会計監査は、本会の経理及び資産を監査する。
- (6) 常任委員は、会務の執行運営にあたる。

第2条 本会役員の任期は、神路連合振興町会役員の任期と同一とする。但し再選は防げない。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第1条 本会の会議は、役員・常任委員会とする。

- (1) 会議は委員長が招集し、議長となる。
- (2) 会議は、構成員の2分ノ1以上の出席をもって成立し、会議の議事は出席者の過半数の同意により議決する。
可否同数の場合は議長がこれを裁決する。
- (3) 常任委員会は、副委員長、総務、会計、会計監査を含む常任委員をもって構成し、次の事項を審議する。
 - イ. 事業の計画、及び実施に関する事項。
 - ロ. 予算、決算、事業報告、会計監査を含む重要事項。
- (4) 役員会は、委員長、副委員長、総務、会計をもって構成し、本会の業務運営上の必要な事項を審議決定する。
- (5) 役員会は、必要に応じ随時開催する。
また緊急を要する時は、役員会をもって常任委員会に代える事ができる。ただし次期常任委員会において決定事項を報告し、承認を得なければならない。

第6章 会計

第1条 本会の事業資金は、次の諸収入をもって充当する。

- (1) 運営資金。
- (2) 集会所使用料。
- (3) 寄付金。
- (4) その他の収入。
- (5) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 集会所使用規定

第1条 神路集会所の使用にあたっては、別途《集会所使用規定》で定める。

第2条 この規約《神路集会所使用規定》を變更改訂しようとする時は、常任委員会の承認を得なければならない。

不 則

1 この規約は平成11年7月1日より施行する。

神路ふれあい会館使用規定

この会館を広く多目的に利用するため次の規約を設ける。

[使用範囲]

- (1) 葬祭行事に使用する。この場合は総てに優先する。
- (2) 校下各種団体及び各振興町会の行事、教養講座に使用する。
- (3) 私的な会合、催し物にも利用できる。ただし政党活動、宗教活動、または営利を目的とした利用、販売行為は禁止する。

[利用時間]

- (1) 葬儀の場合以外の利用時間は原則として、午前10時から午後9時までとし、土曜日・日曜日・祭日（地方祭を含む）は休館日とする。
但し委員長が認めたものについては、この限りではない。

[利用料金]

- (1) 葬儀の場合は2日間を基準として、60,000円とする。
3日間になる場合は、70,000円とする。
- (2) 神路校下以外の者が葬儀に使用する場合、2日間を基準として90,000円。3日間になる場合は、120,000円とする。
- (3) 校下の公的団体が使用する時は、3時間を限度として3,000円とする。
(1・2階集会室)。2階会議室は2,000円とする。
- (4) 私的の団体及び個人が使用する時は、3時間を限度として5,000円とする。
- (5) 法事等会食をともなう時は、3時間を限度として15,000円とする。
ただし、会食を伴わない時は、1時間を限度として5,000円とする。
- (6) 校下の公的団体(サークル等も含む)が使用する場合、使用料金について相談があれば役員会で協議のうえ変更することができる。但し、常任委員会において決定事項を報告し、承認を得なければならない。

[遵守・禁止事項]

- (1) 集会使用後は必ず元の状態に戻すこと。

- イ. 清掃を行い使用した備品、什器などは所定の場所に戻すこと。
- ロ. ガスの元栓・電源スイッチの確認。
- ハ. 近隣住民の迷惑となる行為は慎む。（騒音・不法駐車等）
- ニ. 使用中に出たゴミは、持ち帰りを原則とする。
- ホ. 火災予防のため所定の場所以外での、電気、ガスコンロ、等の火器の使用を禁止する。（煮炊き、炊飯、焼き物、等は禁止する。）
- ヘ. 全館禁煙です。

〔 使用申し込み 〕

- (1) 集会所使用の申し込みは、所定の用紙に必要事項を記入の上、葬儀以外は、原則として一週間前までに使用料金を添え、集会所管理責任者に申し込むこと。
- (2) 葬儀優先につき葬儀以外の使用申し込みを解約、または変更する事がある。

〔 破損・損失 〕

- (1) 建造物、設備機器、備品、什器、の破損または損失した時はこれを原型に戻すか、その損害を使用者が責任を持って賠償する。

〔 葬儀社の選定 〕

- (1) 神路校下及び他校下、いずれの方の利用についても、葬儀社の選定は自由である。

〔 規約の加筆・削除 〕

この規約を改訂及び変更しようとする時は、常任委員会の承認を得なければならない

付則

- 1 この使用規定は、平成11年7月1日より実施する。
- 2 この規約は一部改正し平成28年10月1日より施行する。
- 3 この規約は一部改正し平成29年4月1日より施行する。
- 4. この規約は一部改正し平成30年4月1日より施行する。
(利用料金7.還付につい廃止)
- 5. この規約は一部改正し平成30年8月1日より施行する。
(利用料金5.法事等について追加)